

広島県地方産業教育審議会委員の選任方針について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和2年4月22日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

広島県地方産業教育審議会委員の選任に係る基本方針について

名称	広島県地方産業教育審議会
根拠規定	産業教育振興法第11条, 12条, 13条及び第14条 広島県地方産業教育審議会条例 広島県地方産業教育審議会規則
設置目的 及び任務	産業教育の振興を図るため, 広島県教育委員会又は知事の諮問に応じて調査 審議し, 及びこれらの事項に関して広島県教育委員会又は知事に意見を述べる。
委員の定数	10人以内 (広島県地方産業教育審議会条例第2条)
委員の任期	2年 (広島県地方産業教育審議会規則第2条)
報酬(令和2 年度)	10,300円/回
年間開催予 定回数	4回程度
選考基準等	<p>1 委員の人数について 10人とする。</p> <p>2 委員の構成について 産業界5人, 学識経験者等5人の委員で構成する。 (1) 産業界は, ①農業, ②工業, ③商業, ④家庭, ⑤看護・福祉の5分野から各1人とする。 (2) 学識経験者等は, ①大学, ②専修学校・各種学校, ③中学校, ④行政機関, ⑤専門高校の5分野から各1人とする。</p> <p>3 委員の候補者の選出について (1) 産業界からの選出について 経済6団体及び本県を代表する企業の代表者等から選出することとし, 関係部局に候補者の推薦を依頼する。 (2) 学識経験者等の選出について ア 大学は, 県内の産業教育関係の学部を有する大学の代表者等から選出する。 イ 専修学校・各種学校は, 県内の産業教育に関わる専修学校・各種学校の代表者等から選出する。 ウ 中学校は, 広島県公立中学校長会の代表者等から選出する。 エ 行政機関は, 雇用労働に関する県内行政機関の長等から選出する。 オ 専門高校は, 職業を主とする専門高校の校長等から選出する。</p> <p>4 その他 (1) 次のいずれかに該当する者は原則として選任しない。 ア 最初の任命時において, 70歳を超える者 イ 再任の場合において, 任期中に75歳を超えることとなる者 ウ 5期を超える者 (2) 男女共同参画に努めるものとする。</p>